

【介護保険(予防)】訪問看護利用料 料金表

北海道医療大学訪問看護ステーション

I. 介護保険の訪問看護費 地域単価（基本単位×10.21×10%負担） ※2割負担の方は下記の2倍

	サービス内容	単位数	円/回	備考
訪問看護費	20分未満（予防訪問看護1） （24時間体制、20分以上/週1回）	303	309円/回	<ul style="list-style-type: none"> ・20分未満の利用は、24時間体制があることと、週に1回は、20分以上の定期的訪問看護が行われている場合に可能です。 ・夜間とは18時～22時 ・早朝とは6時～8時 ・深夜とは22時～6時
	30分未満（予防訪問看護2）	451	460円/回	
	30分以上60分未満（予防訪問看護3）	794	810円/回	
	60分以上90分まで（予防訪問看護4）	1,090	1,112円/回	
	理学療法士等による訪問（20分未満につき）	284	289円/回	
	1日2回の場合（20分未満×2回）	568	579円/回	
その他の加算	早朝・夜間加算	基本単位の25%増		<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定します。なお、特別管理加算の対象者については一月のうち2回以降には、早朝・夜間・深夜加算がつきます。 ※特別管理加算・緊急時訪問看護加算・ターミナル加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。（詳細は下記に示す）
	深夜加算	基本単位の50%増		
	*緊急時予防訪問看護加算(II)	574	586円/月	
	*サービス提供体制強化加算(II)	3	1回につき	
	*専門管理加算(1)	250	255円/月	
	*☆1 特別管理加算 (I)	500	510円/月	
	(II)	250	255円/月	
	長時間訪問看護加算（1時間30分を超える） 特別管理加算対象者	300	306円/回	
	☆2 複数名訪問加算 30分未満	254	259円/回	
	30分以上	402	410円/回	
	☆3 初回加算(I)	350	357円/回	
(II)	300	306円/回		
(新規利用者 月1回) または退院時共同指導加算 (1回・特別管理加算2回)	600	612円/回		
☆4 看護・介護職員連携強化加算 (特定業務)	250	255円/回		

II. その他の費用

訪問にかかる交通費	札幌市北区、東区、石狩市の一部、当別町の一部は不要 その他の地域は、ステーション規定に基づく実費相当額
-----------	--

☆1 特別管理加算の対象となるのは、下記の状態の方です。

- (I) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態
- (II) 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態・人工肛門、人工膀胱を設置している状態・真皮を超える褥瘡がある状態・点滴注射を3日以上行う必要があると認められた状態

☆2 複数名訪問加算の対象となるのは、下記の方で、ご利用者の同意を得て算定します。

- ①利用者の身体的理由（体重が重いなど）により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況から判断して、①または②に準ずると認められた場合

☆3 初回加算：退院日に初回訪問となった場合には初回加算(I)を、退院翌日以降に初回訪問となった場合には初回加算(II)を算定します。

退院時共同指導加算：病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院または退所するにあたって、訪問看護師が施設に出向き、医師・看護師等と共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に、月1回（特別管理加算の利用者は2回まで）算定します。

☆4 看護・介護職員連携強化加算：医師の指示のもと、痰の吸引等を実施する訪問介護事業所と連携して指導等行った場合に算定します。